

競争入札参加者心得 【電子調達案件用】

目 黒 区

入札参加に際しては、日本国の法令を遵守するとともに、この競争入札参加者心得を十分に認識し、目黒区の内外を問わず第三者に疑惑を持たれるような行動のないよう、厳正な態度でのぞまれない。

目次

1 趣旨（第1条）	1
2 資格確認及び指名の取消し（第2条－第4条）	1
3 入札保証金（第5条）	1
4 入札保証金に代わる担保（第6条）	2
5 入札保証保険証券の提出（第7条）	2
6 入札保証金の納付（第8条）	2
7 入札の基本的事項（第9条）	2
8 入札（第10条）	3
9 入札書の書換え等の禁止（第11条）	3
10 入札の辞退（第12条）	3
11 開札（第13条）	3
12 入札の無効（第14条）	3
13 入札の取りやめ等（第15条）	4
14 落札者の決定等（第16条）	4
15 最低価格の入札者以外の者を落札者とすることができる場合（第17条）	4
16 低入札価格調査の実施（第18条）	4
17 最低制限価格を設けた場合の落札者の決定（第19条）	4
18 入札の回数（第20条）	4
19 くじによる落札者の決定（第21条）	5
20 入札結果の通知（第22条）	5
21 契約書等の作成（第23条）	5
22 契約書の作成の省略（第24条）	5
23 契約の確定（第25条）	5
24 入札保証金等の返還（第26条）	5
25 入札保証金に対する利息（第27条）	5
26 入札保証金の没収（第28条）	6
27 契約保証金（第29条）	6
28 契約保証金に代わる担保等についての入札保証金の準用（第30条）	6
29 履行保証保険証券の提出（第31条）	6
30 契約保証金の納付方法（第32条）	6
31 議会の議決を経なければならない契約（第33条）	6
32 仮契約書の提出（第34条）	6
33 前払金制度の適用（第35条）	6
34 前払金（第36条）	6
35 翌年度以降にわたる工事の特例（第37条）	6
36 前払金の請求（第38条）	6
37 前払金に関する特約条項（第39条）	7

38	中間前金払制度の適用（第40条）	7
39	中間前払金（第41条）	7
40	中間前金払に係る認定（第42条）	7
41	翌年度以降にわたる工事の特例（第43条）	7
42	中間前金払についての前金払の規定の準用（第44条）	7
43	中間前金払に関する特約条項（第45条）	7

（趣 旨）

第1条 目黒区（以下「区」という。）の契約に係る東京電子自治体共同運営電子調達システム（以下「電子調達システム」という。）を用いて行う一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）及びその他の取扱いについて、この心得を定める。

（資格確認及び指名の取消し）

第2条 一般競争入札に参加する資格を有すると確認された者及び指名競争入札の参加者の指名を受けた者は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当することとなった場合は、直ちに届け出なければならない。

2 前項の届出をした者に対して行った一般競争入札参加資格の確認及び指名競争入札の参加者の指名は、特別の理由があると認める場合（被保佐人、被補助人又は未成年であるが、契約締結のために必要な同意を得ている場合等）を除き、これを取り消す。

第3条 一般競争入札に参加する資格を有すると確認された者及び指名競争入札の参加者の指名を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認められる場合、又はこれに該当する者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用した場合は、当該資格確認及び指名は、これを取り消す。

(1) 目黒区競争入札参加者指名停止措置基準（平成2年4月1日付け目総契第740号）に定める措置要件に該当するとき。

(2) 目黒区契約における暴力団等排除措置要綱（平成23年7月28日付け目総契第4070号）に定める措置要件に該当するとき。

(3) 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。

(4) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

(5) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

(6) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。

(7) 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。

(8) 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。

(9) この項（この号を除く。）の規定により競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

2 前項に規定するほか、資格確認若しくは指名を受けた者又はその代理人、支配人その他の使用人がこの心得に違反した場合は、当該資格確認又は指名を取り消すことがある。

第4条 一般競争入札に参加する資格を有すると確認された者及び指名競争入札の参加者の指名を受けた者について、経営、資産、信用の状況の変動により、契約の履行がなされないおそれがあると認められる事態が発生したときは、当該資格確認及び指名を取り消すことができる。

(入札保証金)

第5条 競争入札に参加しようとする者(以下「入札参加者」という。)は、その見積もる契約金額(単価による入札においては、契約金額に予定数量を乗じて得た額とする。)の100分の3以上の入札保証金を納付しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を納付しないことができる。

(1)入札参加者が保険会社との間に区を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

(2)一般競争入札に参加する資格の確認の通知(以下「確認通知」という。)又は指名競争入札の参加者の指名の通知(以下「指名通知」という。)により、入札保証金の全部又は一部の納付を要しないものとされたとき。

(入札保証金に代わる担保)

第6条 前条の規定による入札保証金の納付は、次の表の左欄に掲げる担保の提供をもって代えることができる。この場合において、当該担保の価値は、担保の種類ごとにそれぞれ同表の右欄に定める額とする。

担保の種類	担保の価値
国債及び地方債	債権金額
金融債	額面金額又は登録金額(発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価額)の8割に相当する金額
銀行が振出又は支払保証をした小切手	小切手金額
銀行に対する定期預金債権	当該債権証書に記載された債権金額
銀行が引受け又は保証若しくは裏書をした手形	手形金額(その手形の満期の日が、当該手形を提供した日の1か月後であるときは、提供した日の翌日から満期までの期間に応じ、当該手形金額を一般の金融市場における手形の割引率によって割り引いた金額)
銀行の支払保証書	その保証する金額

2 入札参加者は、前項に定める担保をもって、入札保証金の代用をしようとする場合は、あらかじめ区職員に申し出て指示を受けなければならない。

(入札保証保険証券の提出)

第7条 入札参加者は、区を被保険者とする入札保証保険契約を締結して入札保証金の全部又は一部を納付しないこととする場合においては、当該入札保証保険契約に係る保険証券を確認通知又は指名通知により指示する場所、期限及び手続に従い提出しなければならない。

(入札保証金の納付)

第8条 入札参加者は、第5条に定める入札保証金又は第6条に定める入札保証金に代わる担保を、確認通知又は指名通知により指示する場所、期限及び手続に従い納付しなければならない。

(入札の基本的事項)

第9条 入札参加者は、区から指示された図面、仕様書及び契約書案その他契約締結に必要な条件を検討の上、入札しなければならない。

2 図面及び仕様書等に誤記又は脱落があった場合において、当該誤記又は脱落が提示された書面等の

相互の関係により明白であるときは、落札者は、その誤記又は脱落を理由として契約の締結を拒み、又は契約金額の増額を請求することができない。

3 第1項の入札は、総価により行わなければならない。ただし、確認通知又は指名通知において単価によるべきことを指示した場合においては、その指示するところによる。

(入札)

第10条 入札参加者は、電子調達システムの入札書(以下「入札書」という。)に必要な事項を入力し、記名又は押印に相当する電磁的記録による認証を付し、あらかじめ確認通知又は指名通知において示した入札締切日時までに送信しなければならない。

2 前項の入札は、あらかじめ期間を定めて委任状を届け出ている代理人(区が指定する認証局から電子認証書を取得している代理人に限る。)に行わせることができる。

3 電子調達システムにより入札することを指示した案件については、書面により入札することはできない。

4 入札参加者は、区が積算内訳書(積算内訳書に記載すべき内容を記録した電磁的記録を含む。以下同じ。)の提出を求めた場合は、区の指定する日時までに積算内訳書を提出しなければならない。

(入札書の書換え等の禁止)

第11条 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(入札の辞退)

第12条 入札参加者は、入札書を提出するときまで、いつでも入札を辞退することができる。

2 入札参加者が入札を辞退するときは、電子調達システムを利用して行うものとする。

3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

(開札)

第13条 開札は、あらかじめ指定した日時及び場所において行う。その際、入札者を立ち合わせる事ができる。

2 入札者が開札に立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない区職員を立ち合わせる。

3 区が積算内訳書の提出を求めた場合は、区は入札参加者の提出した積算内訳書の記載内容を確認する。

なお、積算内訳書の記載内容については、契約上の効力は発生しない。

(入札の無効)

第14条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1)入札に参加する資格のない者がした入札

(2)所定の日時までに、所定の入札保証金を納付しない者がした入札

(3)電子調達システムの入札書が入札締切日時までに、電子調達システムのサーバーに到達しない入札

(4)電子調達システムによる入札を指示した案件について、書面でなされた入札

(5)予定価格を事前に公表した場合において、当該予定価格を超える金額での入札

(6)区が積算内訳書の提出を求めた案件について、積算内訳書を提出しない者のした入札

(7)区が積算内訳書の提出を求めた案件について、提出された積算内訳書が白紙又は記載内容が不明

である入札

- (8) 入札書の入力事項が不明なもの又は入札書に記名若しくは押印に相当する電磁的記録の記録がないもの。
- (9) 電子調達システムの画面上に示された文字種、文字数、記入例その他の指定に従わないで入力した事項を含む入札
- (10) 電子調達システムにおいて、入力が必要な項目を入力せず、又は不要な項目を入力した事項を含む入札
- (11) 他人の代理を兼ね2人以上の代理をしたもの。
- (12) 入札書の金額の表示を改ざんし、又は訂正したもの。
- (13) 入札書にくじ番号の入力のないもの又は訂正したもの、数字が不明なもの。
- (14) 電子調達システムの不正利用及び電子証明書の不正使用により行った入札
- (15) 前各号のほか、入札条件に違反したもの。

(入札の取りやめ等)

第15条 入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることができる。

(落札者の決定等)

第16条 予定価格以下の最低価格の入札者をもって落札者とする。ただし、売却及び貸付の場合においては、予定価格以上の最高価格の入札者をもって落札者とする。

2 区が積算内訳書の提出を求めている案件については、前項の落札者を落札予定者と読み替え、積算内訳書の内容を確認した後落札者とする。

3 落札者の決定がされた後に、区は、落札者に詳細な積算内訳書の提出を求めることができる。

(最低価格の入札者以外の者を落札者とするができる場合)

第17条 予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者の当該入札に係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある、著しく不適當であると認める場合に、区はその者を落札者とせず、予定価格の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。

(低入札価格調査の実施)

第18条 競争入札において、予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者の当該入札に係る価格が、あらかじめ設けた調査基準価格を下回ったときは、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるか否かについて、必要な調査を実施する。その際は、当該調査に協力しなければならない。

(最低制限価格を設けた場合の落札者の決定)

第19条 競争入札の場合において、当該契約の内容に適合した履行を確保するため特に必要があると認めてあらかじめ最低制限価格を設けたときは、予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で、最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

(入札の回数)

第20条 予定価格を事前に公表した場合の入札の回数は1回とし、1回で落札しない場合は不調とする。

ただし、予定価格を事前に公表しない場合において、1回目の入札で落札者又は落札予定者が決定しないときは直ちに再度の入札を行う。

2 前項ただし書きの規定による入札の回数は、原則として2回以内とする。

3 初度の入札において第14条の規定により無効となる入札を行った者及び最低制限価格を設けた場合に最低制限価格未満の入札を行った者は、再度の入札に参加することはできない。

(くじによる落札者の決定)

第21条 落札又は落札予定となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、当該入札者があらかじめ入札書作成時に入力した「くじ番号」によりくじ引きを行い、落札者又は落札予定者を決定する。

(入札結果の通知)

第22条 開札をした場合において、落札者があるときは、その者の氏名(法人の場合は、その名称)及び金額を、落札者がいないときはその旨を電子調達システムにより入札者に通知する。この場合において、落札者となった者には、電子調達システムで落札者となった旨を併せて通知する。

(契約書等の作成)

第23条 落札者は、前条の通知を受けた日から起算して5日以内に、契約書(契約書の作成を省略する場合にあつては、請書)に記名押印(請書の場合は、記名)の上、提出しなければならない。

2 前項の期間は、区が必要があると認めるときは、あらかじめ、確認通知又は指名通知において指示するところにより伸縮することができる。

3 前2項の期間内に契約書(契約書の作成を省略する場合にあつては、請書)を提出しないときは、落札はその効力を失うことがある。

4 契約書の提出があつたときは、区の契約担当者等が当該契約書に記名押印し、1部を落札者に返付する。

(契約書の作成の省略)

第24条 契約書の作成を省略する場合は、あらかじめ確認通知又は指名通知において指示する。

2 契約書の作成を省略する場合は、落札者は請書を提出しなければならない。

(契約の確定)

第25条 契約書を作成する契約においては、当該契約は、契約担当者等が落札者とともに契約書に記名押印したときに確定する。

(入札保証金等の返還)

第26条 入札保証金(入札保証金の納付に代えて提供された担保を含む。以下この条において同じ。)は、落札者に対しては契約保証金の納付後(契約保証金の納付に代えて担保が提供される場合においては、当該担保の提供後)、その他の者に対しては落札者の決定後これを返還する。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合は落札者に対して当該各号に定めるところにより入札保証金を返還する。

(1) 契約保証金の全部を納めさせないこととした場合 契約の確定後

(2) 契約書の作成を省略し、かつ、契約保証金の全部を納めさせないこととした場合 請書の提出後

3 落札者以外の者が入札保証金の返還を受ける場合においては、入札保証金領収書を金銭出納員に提

出するものとする。ただし、有価証券以外の担保の提供をもって入札保証金の納付に代えた場合は、この限りでない。

(入札保証金に対する利息)

第27条 入札保証金に対しては、その受入期間について利息を付さない。

(入札保証金の没収)

第28条 入札保証金を納付させた場合において、落札者が契約を締結しないときは、当該落札者の納付に係る入札保証金(入札保証金の納付に代えて提供された担保を含む。)は、区に帰属する。

(契約保証金)

第29条 落札者は、契約金額(単価による契約にあつては、契約金額に予定数量を乗じて得た額とする。)の100分の10以上の契約保証金を、契約書(契約書の作成を省略する場合においては、請書)の提出前に納付しなければならない。ただし、目黒区契約事務規則(昭和39年3月目黒区規則第6号)第47条2項に掲げる場合においては、その全部又は一部の納付を要しない。

2 議会の議決を経なければならない工事契約においては、契約不適合を2年以上保証する特約を付け、かつ契約金額の100分の30以上の公共工事履行保証を契約し、その保証証券を提出しなければならない。

(契約保証金に代わる担保等についての入札保証金の準用)

第30条 第6条及び第27条の規定は、契約保証金について準用する。

(履行保証保険証券の提出)

第31条 落札者は、区を被保険者とする履行保証保険契約を締結して契約保証金の全部又は一部を納付しないこととする場合においては、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出しなければならない。

(契約保証金の納付方法)

第32条 契約保証金は、区職員の指示する場所、期限及び手続に従い納付しなければならない。

(議会の議決を経なければならない契約)

第33条 確認通知又は指名通知において、あらかじめ、議会の議決を要する契約とされた場合においては、目黒区議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例(昭和39年3月目黒区条例第8号)の定めるところにより議会の議決を経た上、契約を確定させる。

(仮契約書の提出)

第34条 前条の契約については、落札者は仮契約書を提出しなければならない。

(前払金制度の適用)

第35条 工事の請負で区の前払金制度の適用がある場合には、その旨を確認通知又は指名通知においてあらかじめ明示する。

(前払金)

第36条 前払金は、契約金額に100分の30以内(土木工事、建築工事及び設備工事にあつては100分の40以内)において入札条件に示す率を乗じて得た額(10万円未満の端数は切り捨てる。)とし、2億円を上限とする。

(翌年度以降にわたる工事の特例)

第37条 前払金は、原則として、当該契約の初年度に払うものとする。ただし、債務負担行為を伴う工事等については、前払金の全部又は一部を翌年度以降に支払うことができる。

(前払金の請求)

第38条 前払金を請求しようとするときは、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第5条の規定に基づき登録を受けた保証事業会社と当該工期を保証期間とする同法第2条第5項に規定する保証契約を締結し、その保証証書を区に提出しなければならない。

（前払金に関する特約条項）

第39条 前4条に定めるもののほか、前払金については、入札条件及び特約条項に定めるところによる。

（中間前金払制度の適用）

第40条 工事の請負で区の間前金払制度の適用がある場合には、その旨を確認通知又は指名通知においてあらかじめ明示する。ただし、部分払を受ける場合は、中間前金払を受けることはできない。

（中間前払金）

第41条 中間前払金は、契約金額に100分の20以内において入札条件に示す率を乗じて得た額（10万円未満の端数は切り捨てる。）とし、1億円を上限とする。

（中間前金払に係る認定）

第42条 中間前払金は、次の各号に掲げる要件をすべて満たしたと認められる場合において支払うものとする。

（1）工期の2分の1を経過していること。

（2）工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。

（3）既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金の2分の1以上の額に相当するものであること。

（翌年度以降にわたる工事の特例）

第43条 中間前払金は、原則として、前条各号の要件を満たした年度に支払うものとする。ただし、債務負担行為を伴う工事については、中間前払金の全部又は一部を翌年度以降に支払うことができる。

（中間前金払についての前金払の規定の準用）

第44条 第38条の規定は、中間前金払について準用する。

（中間前金払に関する特約条項）

第45条 前5条に定めるもののほか、中間前金払については、入札条件及び特約条項に定めるところによる。